

# 遠心分離アフレーシス技術フォーラム 入会規則

## (定款施行細則第1号)

- 第1条 この会の入会については、本会の定款に定められたことの他は、この規則による。
- 第2条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）にすべての所定事項を記入し、本会事務局に提出するものとする。または、本会ウェブサイトの所定ページからオンラインにより、入会申込みフォームに所定の事項を入力して申し込むものとする。
- 2 当会の確認後、当該年度の会費を本会の指定する期日までに指定口座に振り込むか、オンライン決済にて支払わなければならない。
  - 3 当会が指定する期日までに本会の指定する口座へ振り込み、またはオンライン決済が完了しなければ、入会の申し込みを解除したものとみなす。
- 第3条 年度途中の入会においても、年会費は同額となる。
- 第4条 理事会が入会を承認しなかったときは、入会申込書に添えて提出された当該年度の会費は、これを返還する。
- 第5条 この規則は、理事会及び総会の決議によって変更することができる。
- 第6条 この規則は、理事会及び総会の決議によって廃止することができる。
- 第7条 この規則に定める入会申込書の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

### 附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 遠心分離アフレーシス技術フォーラム 会費規則

(定款施行細則第2号)

第1条 この会の会費については、本会の定款に定められたことの他は、この規則による。

第2条 本会の正会員の会費は、年額2,000円とする。

2 賛助会員の会費は年額20,000円とする。

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を一括で納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため当該会計年度の間、会費を納入できなかった正会員は、当該会計年度の終了後2年以内であれば、会費を納入することができる。

第4条 この規則は、理事会及び総会の決議によって変更することができる。

第5条 この規則は、理事会及び総会の決議によって廃止することができる。

## 附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 遠心分離アフレーション技術フォーラム 役員選任規則

(定款施行細則第3号)

- 第1条 この会の役員については、本会の定款に定められたことの他は、この規則によって選任する。
- 第2条 役員候補者は、総会の役員選出議案の際、自薦及び他薦により申し出るものとする。
- 第3条 現理事会は、役員候補者を推薦することができる。なお被推薦者数については制限を設けない。
- 第4条 選出定数は、定款第19条のとおりであるが、候補者数がこれを超えた場合は、会員による投票選挙を行い、得票数の多い順から選出する。
- 2 得票数が同じ候補者が複数いる場合には、代表理事による抽選を行い、順位を決定する。
- 第5条 代表理事および業務執行理事の選出は、理事会において投票選挙を行い、出席理事の過半数以上を得たものを選出する。
- 2 過半数以上の者がいなかった場合は、上位3名の者を候補者として第2回投票選挙を行う。票が同数の場合は、抽選により選出する。
- 3 代表理事及び業務執行理事の再任を妨げないが、任期は2期連続までとする。
- 第6条 この規則は、理事会及び総会の決議によって変更することができる。
- 第7条 この規則は、理事会及び総会の決議によって廃止することができる。

## 附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。